



長野県報

5月11日(木)
令和5年
(2023年)
第404号

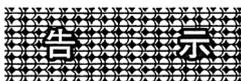
目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく医療機関の申出の撤回（医療政策課）	1
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（8件）（都市・まちづくり課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	4
労働委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続（労働委員会事務局）	5
平成19年長野県労働委員会告示第2号（労働委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続）の一部改正（労働委員会事務局）	5

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・IT振興課）	6
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT振興課）	6
家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課家畜防疫対策室）	8
土地改良区役員の就退任の届出（4件）（農地整備課）	8
長野県労働委員会あっせん員候補者（労働委員会事務局）	12
随意契約の相手方の決定（東北信運転免許課）	13



長野県告示第257号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出を撤回しました。

令和5年5月11日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	撤回日
小林病院	長野市南千歳1-14-2	令和5年3月31日

医療政策課

長野県告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年5月11日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
佐久圏域（小海・佐久穂・小諸・軽井沢・佐久都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
小海都市計画区域、佐久穂都市計画区域、小諸都市計画区域、軽井沢都市計画区域、佐久都市計画区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県佐久建設事務所、小海町役場、佐久穂町役場、小諸市役所、軽井沢町役場、佐久市役所及び御代田町役場

都市・まちづくり課

長野県告示第259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年5月11日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

上小圏域（上田・東御都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

上田都市計画区域、東御都市計画区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県上田建設事務所、上田市役所及び東御市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第260号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年5月11日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

諏訪圏域（岡谷・諏訪・茅野・下諏訪・富士見都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

岡谷都市計画区域、諏訪都市計画区域、茅野都市計画区域、下諏訪都市計画区域、富士見都市計画区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所、岡谷市役所、諏訪市役所、茅野市役所、下諏訪町役場及び富士見町役場

都市・まちづくり課

長野県告示第261号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年5月11日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

上伊那圏域（伊那・駒ヶ根・辰野・箕輪・飯島都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

伊那都市計画区域、駒ヶ根都市計画区域、辰野都市計画区域、箕輪都市計画区域、飯島都市計画区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県伊那建設事務所、伊那市役所、駒ヶ根市役所、辰野町役場、箕輪町役場、飯島町役場、南箕輪村役場、中川村役場及び宮田村役場

都市・まちづくり課

長野県告示第262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年5月11日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
飯伊圏域（飯田・松川・高森都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
飯田都市計画区域、松川都市計画区域、高森都市計画区域
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県飯田建設事務所、飯田市役所、松川町役場及び高森町役場

都市・まちづくり課

長野県告示第263号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年5月11日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
木曽圏域（木曽福島・上松都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
木曽福島都市計画区域、上松都市計画区域
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県木曽建設事務所、木曽町役場及び上松町役場

都市・まちづくり課

長野県告示第264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年5月11日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
大北圏域（大町・池田・白馬都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
大町都市計画区域、池田都市計画区域、白馬都市計画区域
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所、大町市役所、池田町役場、松川村役場及び白馬村役場

都市・まちづくり課

長野県告示第265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年5月11日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

北信圏域（中野・山ノ内・飯山・野沢温泉都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

中野都市計画区域、山ノ内都市計画区域、飯山都市計画区域、野沢温泉都市計画区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県北信建設事務所、中野市役所、山ノ内町役場、飯山市役所及び野沢温泉村役場

都市・まちづくり課

長野県佐久建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年5月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年5月11日

長野県佐久建設事務所長 大瀬木 弘

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 299号

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南佐久郡佐久穂町大字八郡2946番の1地先から 南佐久郡佐久穂町大字八郡1950番の11地先まで	旧	m 8.6 ~ 11.5	km 0.3201
南佐久郡佐久穂町大字八郡2946番の1地先から 南佐久郡佐久穂町大字八郡1950番の11地先まで	新	8.6 ~ 18.0	0.3201

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年5月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年5月11日

長野県木曾建設事務所長 片 桐 剛

1 道路の種類 県道

2 路線名 奈川木祖線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡木祖村小木曾5245番の49地先から 木曾郡木祖村小木曾5245番の93地先まで	旧	m 11.0 ~ 13.8	km 0.0803
木曾郡木祖村小木曾5245番の49地先から 木曾郡木祖村小木曾5245番の93地先まで		5.9 ~ 12.8	0.0844
同 上	新	11.0 ~ 13.8	0.0803

道路管理課

長野県労働委員会告示第2号

労働委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年長野県労働委員会告示第1号）の規定に基づきその例によることとされる長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

令和5年5月11日

長野県労働委員会

名称	条項
個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年長野県条例第38号)	第4条第2項及び第3項

労働委員会事務局

長野県労働委員会告示第3号

平成19年長野県労働委員会告示第2号（労働委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続き）の一部を次のように改正します。

令和5年5月11日

長野県労働委員会

本則の表中

第6条第1項

を

第6条、第11条第1項及び第2項、
第12条第2項及び第3項、第13条第
1項並びに第14条

に改める。

労働委員会事務局